

## 『定期積金規定』

### 第1条（掛金の払込み）

- 1.定期積金（以下「この積金」といいます。）は、通帳記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの通帳を持参してください。
- 2.この積金は、あらかじめ指定された預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）から自動振替により掛金を払込むことができます。この場合は、あらかじめ当金庫所定の書面または申込手続により当金庫に届け出てください。

### 第2条（掛金の自動振替）

- 1.振替指定日に指定預金口座から掛金額を自動的に引落とし、この積金へ払込みます。この場合、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出または普通預金通帳および払戻請求書の提出は不要とします。
- 2.振替指定日当日が休日の場合は翌営業日に振替えます。
- 3.振替指定日に指定預金口座残高（引落条件を当座貸越限度額内へ変更した場合は、「当座貸越限度額内」以下同じ。）が掛込金額に満たない場合、振替指定日の後日に指定預金口座より引落としすることがあります。
- 4.同時に数件の支払を要し、指定預金口座残高がその総額に満たない場合、何れを引き落とすかは当金庫の任意とします。
- 5.この積金の口座振替方法（指定預金口座・引落条件等）を変更する場合ならびに口座振替契約を停止する場合は、当金庫所定の手続により届け出てください。
- 6.当金庫が、必要と認めるときは本取扱いを任意に廃止することができます。  
なお、本取扱いに関し、万一紛議が生じても、当金庫は責任を負いません。

### 第3条（領収方法）

払込みのときは当金庫所定の機械印字を行います。その他の方法による払込みには当金庫はその責任を負いません。

### 第4条（給付契約金の支払時期）

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

### 第5条（払込みの遅延）

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または契約明細記載の年利回（年365日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。

### 第6条（給付補填金等の計算）

- 1.この積金の給付補填金は、通帳記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- 2.約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
  - ①この積金の契約期間中に通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率および約定年利回×60%（小数点第4位以下は切捨てます。）のうち、いずれか低い利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
  - ②満期日前の解約をする場合および預金共通規定第11条第3項の規定により解約する場合には、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率および約定年利回×60%（小数点第4位以下は切捨てます。）のうち、いずれか低い利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

③この計算の単位は1円とします。

### 第7条（先払割引金の計算等）

- 1.この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を通帳記載の利回に準じて満期日に計算します。この場合、先払日数180日以上のものに限ります。
- 2.先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

### 第8条（満期日以後の利息）

この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

### 第9条（規定の変更）

- 1.この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- 2.前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上  
2020年4月1日現在